

返戻金制度

◇返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- 1.入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 70%を返還するものとする
- 2.入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%を返還するものとする

※但し、個別の契約により上記とは別の定めをする場合があります。

以上

株式会社Plus Ultra
大阪府大阪市中央区4-2-12
御堂筋本町ビル 8F

許可番号：27-ユ-303942